

(第四部)

第二回参議院司法委員會會議錄第八号

昭和二十三年三月二十九日(月曜日)午後一時四十八分開會

本日の會議に付した事件

○輕犯罪法案(内閣送付)

○人身保護法案(伊藤修君發議)

○委員長(伊藤修君) これより司法委員會を開會いたします。今日は輕犯罪法案を議題に供します。委員外議員の中野重治君より發言を求められておりますが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伊藤修君) 發言を許可いたします。中野重治君。

○委員外議員(中野重治君) この輕犯罪法案については質問が非常に澤山ありまして、私は委員外でもあつて十分整理もできないのですが、私としましては、一つはこの輕犯罪法案について、これが労働組合運動その他の大衆的運動に對する彈壓のための施策ではなからうかという不安が非常に大きく、そのために労働組合その他も問題になつておりますし、それから本會議でも労働大臣の方でもそれから鈴木法務廳總裁の方でも、そういうものではないということが明言せられておるのでありますけれども、やはりそういうことが明言せられなければならないような事情は存在しておりますので、それですまゝな疑問が出て来るわけでございます。それからまだ正式には司法委員會の方へ連絡がないのでありますけれども、先日の労働委員會で、こ

の問題は労働運動の問題、労働委員會の管轄の仕事に關係が深いので、何とか司法委員會の方と連合で討議するよきな機會を持ちたいということが、懇談的にはありましたが、問題になつております。かたゞ質問したいと思ふのですが、一つは案のそれの條目についての問題です。それからもう一つはこの法案の作られ方、その考えられ方というものに關する問題であります。

で、作り方の方からいいますと、私としてはこの法案の構成そのものが自己矛盾してはいまいかということの考えられる點が一つあります。どの點かと申しますと、この案の理由として、昭和二十二年法律第七十二號(云々)第一條の四第二項の規定に従ひ、警察犯處罰令を廢止し、これに代るべき法律を制定する必要がある。ところが、この條に出ています。それで警察犯處罰令はこの檢察總長の提案理由の中にもありますように、これは今までの警察廳行使の裏付けに使われていたものであつて、特殊の句をくつ附けていたもの、こうなつております。それで私共としましては、警察犯處罰令といふものは非常に犯罪的なものであつて、これを廢止すべきものと考えます。それで廢止されるということになつたのですけれども、廢止せらるべきものに代るべきものを作らう。但し法律によつてという考えが、第七十二號の第一條の四第二項の規定からは必ずしも出て来ないと考えます。あの點は

手續だけの問題でありますから、若し警察犯處罰令といふものが廢止されなければならぬものであるということになれば、それを廢止すればよいので、それを法令ではなくて法律という形に整えて新しく出す必要はないと考えます。これが一つです。

それからもう一つは、附則に、「この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。」とあります。ところが同時に警察犯處罰令は、これを廢止する。」と書かれておりました。この警察犯處罰令は、去年の第七十號のときに、五月二日でしたか三日でしたか、あれで廢止されたとつております。そうすると公布の日から三十日経つてこの法律は實行されるのですが、若し審議に手間をとつて、そうして五月二日でしたか三日でしたか、その日から三十日を超えた以前にこれが通過しなければ、一方は廢止されますから、そこに一日、或いはそれ以上の空白が残りま

す。勿論やり方によつてはこの空白を埋めることはできるだろうと思ひます。一つは警察犯處罰令の廢止期日を國會においてこれを延ばす、更新するといふことでもあります。併し「公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。」という文句の入つたこの法案といふものは、若しこれが國會を通らなければ、あつちの方を延ばす。又延ばすまでもなく、國會もこれを、向うを延ばさなくとも豫定した日までに必ず通過するものと決めて置いて立案しているものと考えられます。

それですから、私はそういう立案の仕方、國會といふものに對する考え方が根本的に間違つていないか。この點はどう理解されるだろうか。但しこの場合にこの法案は國會の多數を占めるところの三黨協定に基き政府によつて作られたものであるから、國會に掛ればこれは通るに決まつておる。又それも通すつもりである。どうしても通さねばならぬ。この法案を作つたのだという理由が一應成り立つように見えますが、そういう答が出るものかどうかという問題。

この三つの點について先ずお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(國榮榮君) 第一點です。第一點の御質問の趣旨は、警察犯處罰令を廢止して、これに代る法律を制定する必要がある。これが「昭和二十二年の法律第七十二號の第一條の四第二項の規定の趣旨に従ひ」といふのは出て来ない。又警察犯處罰令を廢止すれば、そのまま廢止してしまつてよいのではないか。かように何つたのでありますが、警察犯處罰令は御承知の通り警察犯處罰令の内容そのまゝをこの度の輕犯罪法において存続させて、輕犯罪法においては、かような日常生活における卑近な道徳律に違反するやうなものを、やはり輕い犯罪として、法律によつて處罰して行くといふことが社會生活の秩序維持上必要で

ある。こういう觀點から出發してできたものであります。勿論警察犯處罰令そのものの内容そのまゝ引續ぐといふのではないのであります。處罰令の内容の各項の改廢を行なつて別な法律を制定するといふことはこれは一向差支ないと考えておるのであります。従つて警察犯處罰令にある事項の中で必要且つ妥當なものには殘して參つたのであります。ただここにある昭和二十二年法律第七十二號は御承知のように昨年の五月三日以來この憲法が施行になつて、警察犯處罰令は法律に改めなければ存続し難いものになりましたので、一應昨年の十二月三十日まで、その效力を存続させるものが當時できまして、更に三十一日まで、この警察犯處罰令の效力がなくなりました後に、警察犯處罰令に盛られておる日常卑近な道徳律に違反するやうな輕い犯罪に對する取締りができない、こういう觀點から更に五月二日まで法律とみなすという規定にして延長された次第であります。その五月二日に至る間にここに必要なるものを取極めまして、輕犯罪法といふものを作りました。そうして國會の御審議を願つておる次第であります。

更にこの第二點といたしまして附則の問題でありますが、これは實は輕犯罪法は早く國會に提出したいと思ひました。この原案の當時におきまして、「公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。」という施行の期日を定めたのであります

が、國會の御審議の状況によりましては、これはこのままの規定にいたしておきますという、お説の通りに、五月二日を過ぎまして、警察犯處罰令は當然に法律第七十二號によりまして效力を失つてしまふ場合も豫想されるのであります。私共といたしましては、甚だ勝手な要望でありまふるけれども、五月二日に相成りますまでの間にこの法案の御審議をお願いしたい。かように考へておる次第であります。場合によりましては、附則の御修正をお願いしまして、施行の期日を五月三日というふうに改めまして差支ないかと考へております。この法律はこの附則に準げました「警察犯處罰令」は、これを廢止する。というものは、警察犯處罰令が向且つ法律とみなさるべき、效力を存續していることを豫想いたしました。これを廢止する。こういう規定をここに置いたわけでありまして、この間別に特別に意味があつてこういう規定を設けたのではないのであります。大體これで御了承願ひたいと思ひます。

○委員外議員(中野重治君) この附則の問題につきましては、今のお答で發案者側での審議の結了、國會通過乃至期日の問題、これについて、そういう私がさつき臆測したような要望に、やはり事柄が基いていたというお答を得ましたが、そのお答の中味はそれで明らかになりましたけれども、私としては、かかる要望が附則として書込まれた案は、やはり案として極めて不完全なものであるという考へをそのままにしまして次の質問に入りたいと思ひます。

この法案の審議の材料としまして、外國のそれに似通つた法律が材料として與えられておりますが、そういうものを見ますと、それ／＼の項目を照し合せて考へて見ますと、日本が今これから作り出す法律案は、ドイツとフランスとプロシヤの實例が事つておりますが、そのそれ／＼を比べて見ますと、フランスのものは百五十年程前に出たものですが、このフランスの百五十年程前に出たものを比べて見ても、何といひますか、事斷的、封建的な點があるように見られます。それはどういふ點かといひますと、例えば第一條の二・三というようなのは、今お答になつたように、新しく作られたものであつて、昔の廢止されるべき警察犯處罰令の中にはないものとなつておりますが、「正當な理由がなくて刃物、鐵棒その他の生命を害し、又は人の身體に重大な害を加ふるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」と、こうあります。三にも「云々の器具を隠して携帯していた者」というような規定があります。それから三十一項の「他人の業務に對して惡戯などこれに妨害した者」、「惡戯など」といふような規定があります。それからこれをカリフォルニア法律、それからフランスの法律、ドイツの法律などに比べて見ますと、日本のこの法案の方の言葉の規定は、カリフォルニアの方でこの三に該當するものを見てみますと、四百六十六條に當るかと思ひますが、そこでは合鍵、「のみ」、ガラ、ス切りの、これに當るところなんです。が、「重罪に於て鍵を破りこれに侵入する意圖を以て鍵を破る道具、鐵錠、鍵その他道具を所持又は携帯する人若しくはこれを開くべき權利を有する人より求めざるに拘わらず或る建物

の錠を開く機、鍵その他前記道具を知りながら作成又は變更し若しくは作成又は變更せんとする」云々、と、こゝに「いふに明らかに客觀的に認められる規定が織込んで書かれてあります。それから二の場合、カリフォルニアの法律では四百六十七條に當るだろうと思ひますが、「他人に傷害を加ふる意圖を以て兇器を携帯する人は輕罪に該當す」といふふうになつております。こゝに客觀的な規定がなく、それ自身非常に不完全であるように思ひますが、この點はどういふように考へておられるか、もう一つのために隠して携帯していた者、隠して持つていた者といふような言葉となつて現れておりますことは、隠して持つていた以上は、これを調べなければならぬといふことにどうしてもなるだろうと思ひます。そうすると、こゝに「こゝに、警察犯處罰令ではこゝに行為は重罪にならなかつたものであつても、警察犯處罰令では實際の適用ではこれと同じことがいつともなされたのですが、カバンを持つていた場合、そのカバンを持つていたと、さうでなかつたといふような問題が起るようになります。それでそれから、こゝに「いふような言葉の規定は、人が持つていたカバンを調べるとか、それから十四項目の公務員の制止をきかずに大きな聲を出したといふような場合に、それは大きな聲で迷惑を掛けたといふようなことは取締の人が勝手に認定する、認定してもよいといふことにどうしてもなつてしまひます。第一條の「いふなかでも「人が住んでおらず、且つ看守していない邸宅、建物又は船舶の内に正當な

理由がなくてひそんでいた者」、このひそんでいた者といふふうなことにしても同様なことが出て来るので、これはカリフォルニアの法律でも「ヤチンペ法律」についてもこゝに「こゝに調べて見ても見當らないように思ひます。それでこゝに「いふような主觀的な認定をなせ規定する」といふことと、それから尤もこのプロシヤ的なドイツ法律では日本のこれから作るうとする法案に似たような規定が二つと見られますけれども、さういふ二つの理由から私はフランス的に、カリフォルニア的に事を處理して行かなければならぬのではないかと考へます。こゝに「こゝに假に外國に「いふ」法律があつて、これを參考にする場合に、外國に惡く規定されているから、日本が新しく作る場合にもその惡い法を倣わなければならぬといふ理由はないので、良いのが現にあるならば、それに倣うべきであるのに、なぜさうなつていないかといふこと、特に日本ではこれがとつて代るべきものと理由に説明されている。その警察犯處罰令といふものは、すでに檢察總長の説明によつても特異の臭氣を持つておつて非常に惡かつたといふことが言われていて、このことは萬人承知のことですから、二重の意味で外國のよい例を採用する上にして作られなければならぬ管であるのに、フランスについて見れば、百五十年程も前に出たものよりも更に古いものの方へ例を探ろう、模範を探ろう、といふふうにしてできたといふのは、どういふ譯合かといふことをお尋ねしたい。

○政府委員(國宗榮君) お答いたしました。只今御指摘になりました一條の二號、三號並びに十四號等におきましては、別に外國の立法例をそのまま參照いたしました、どちらがよいかといふことで採つたといふわけはございませぬから、今日の事態に處しまして、殊に二號、三號のごときは、今日の世相から考へましてこゝに規定が必要である。こゝに「いふ點からきたものでございします。ただこの規定の趣旨はお説の通りに、カリフォルニアの刑法のごとくに、こゝに二號、三號におきましては別段目的罪にしまつたわけでありまふ。しなかつたのは、かような人の身體に重大な害を加ふる者とか、或いは他人の邸宅や建物に侵入することに使われるような器具を隠して持つていた。こゝに「いふ點が、こゝに「いふ點の性質上、すでにも社會的危險性があるのではないか。そこでこゝに「いふ點の性質上、末端におきまふところの犯罪捜査に當つておる者の運用を誤らせないといふような考へ方から、別に目的罪にしまつたのであります。若しお説の通りにいたしましたも、目的につきては考へ方を捜査官の主觀にいたしますれば、やはり同様の結果が起るのであります。ただその間の末端の運用を明らかにするために「いふ點の性質上、しなかつたのが第一點であります。

更に只今御指摘になりましたが、こゝに「いふ點の性質上、しなかつたといふような狀態の認定を末端の捜査官のみに任ずることはよろしくない。又かような隠すといふ狀態を察するためにカバンを開けるといふ／＼問題がある。かようなお説であります。それは又かような認定といひまして、主觀的な認定ではなくして、やはり認定

というものは、社會の通念が標準にな
るものと思ふのでありまして、全く捜
査官の勝手な考え方を許すものではな
いのであります。殊にこの法の實際上
の今後の運営におきましては、従来の
威令を撤しました即決処分がなくな
りましたので普通の訴訟手續によりま
して簡易裁判所が扱うことに相成つて
おりますから、その認定もおのずか
ら單なる捜査官の主観的な認定だけ
は許されないのであります。社會上
の通念が基準になるのであります。別
に外國の立法例にあつては都が都合
がよいからこれを取つたという趣旨で
はないのであります。

○委員外議員(中野重治君) そうしま
すと、目的罪……私は法律上の用語を
知りませんから違ふかも知れませんが、
目的罪の取扱はなかつたというこ
とは、一應分りましたが、そうする
と、そういう場合、例えば人を殺す目
的を以てとかいうようなはつきりした
規定を書入れて、從來日本の實情
としては、末端の運営において踏み外
すことが非常にあつたということがあ
ります。そうしたならば、そういう場
合に、そのことを客觀的にも認定でき
るように入力する方が一層はつきりす
る。この私共は考へておるのですが、
これが私の今のお答を聞いての感じ
であることをいうのに止めて、時間があ
りませんから次の問題に移りたいと思
います。

いいますと、我々の感じとしては、道
徳に法律が干渉するやうな色彩を含ん
でいる。こういう法律が假に通つて
も、實行することがどうして今の警察
陣營でできると警察者の方で考えられ
るだらうか。なぜかといふと、大
體犯罪が非常に殖えております。こ
こでいつておるやうな輕犯罪も殖えてお
るかも知れないが、重犯罪が非常に殖
えておる。そしてその重犯罪は、檢
査されておる場合もありません。例
え、檢査されないものの方がインフレ
的に進んでおる。これは認めざるを得
ない。そして警官の數と組織、それ
からその正しい運用のための様々な
施設その他といふものは、非常に不十
分であるといふねばならぬと思つて
あります。そうすると、今日の實情に
ついて考へて見ますと、輕犯罪法案さ
え、考へられるやうな現狀では、重犯
罪すら極めて僅かしか取締り得ない現
在の警察陣營の力を輕犯罪の方へ割く
外どこにもない。力の源はないといふ
ことになり得ます。そうすれば、それは
重犯罪の取締りそのものを更にこれ以上
妨害することになりはしないか。これ
が、一つであります。このことは、言
換えて見れば大きな聲を出したら取締
るとか、股を出したら取締るとかとい
ふやうなことをやる力が、現在の警察陣
營の實情を見て、どこを押せばそんな
管が出るかといふやうな感じを抱かせ
る。卑近な言葉を使えばこういふこと
になります。それが一つであります。

併しながらそれをやらねばならぬとす
れば、輕犯罪法に規定されたものの中
で特殊なものへ取締りの手が集中され
ざるを得ないのぢやなからうか。なぜか
といふと、例えば汽車に乗りま

と、特殊なグループがいて横暴を逞め
る。これは明らかに輕犯罪法案に書い
てあるやうなことをやつております。
それはどうにもできない。お客もでき
ないし車掌もできませんし、それから
汽車の中には、名前を忘れたが警察
官が乗込んでおります。何か危険があ
つたり、不法なことをやる者があつ
たりした場合は、直ぐにこれを告げて
下さい」といふことが書かれておりま
すけれども、その言葉通りのことがな
されたことは絶無ではないでしよう
が、日常にはこれが殆んどボスターだ
けになつておる。そうすると輕犯罪法
案の中に書かれておるやうなもののう
ち現在の力を割いてまで事務を運ぶと
すれば、多くのものはやはりほつたら
かされてしまつて、その中の特定の
のだけが狙われざることを得ない。
その狙われるのは結局どういふこと
になるかといへば、この新しい輕
犯罪法案の中で、説明にもあるやう
に、警察犯處罰令の中になつた新ら
しいもの、それから新しいものと
同様のもの、例えば今ちよつと觸れま
した第一條の二、三、それから五、こ
れは新しいものと同様と説明にはあり
ます。十三、これも新しいものと同
様、それから二十八、三十二、三十
一、こういうものへどうしても集中す
るやうにならざるを得ない。そうす
ると、こういうものを見てみますと、こ
れは例へば三十一の「他人の業務に對
して惡意などこれを妨害した者」と
いう、この「惡意など」といふのは規
定はないのですから、この一つとい
うわけでなく、他の條章と組合せて考
えて見ると、労働組合の團體交渉權とい
うものはこれによつて、妨害されると

いう虞れが非常にあります。殊に第二
十八の「他人の進路に立ちふさがつ
て、若しくは、その身邊に群がつて立
ち退こうとせず、又は不安若しくは迷
惑を與へさせるやうな仕方他人につ
きまとつた者」といふやうなものは、
相手が正當の手續においては、どうし
ても交渉に應じないといふやうな場合
に、交渉の相手と労働組合との間に起
る事態をしつかり捉えておるといふ
やうにも思われます。それから、ラジオ
の演説とか、ボスターを貼ることと
か、そういうことの方へどうしても行
つてしまふ。そうすると、そういうも
のは、今言いましたやうに、労働組合
運動、大衆運動に密接な關係があるも
のばかりでありますから、乏しい警
察陣營を割いて、輕犯罪法の取締の方に
過ぎなければならぬ。然るに輕犯罪
法に該當するやうなものは右のやうな
ものですから、その乏しい力を割くと
すれば、割いたものは、特殊の所へ集
中しなければ不經濟の使い方といふこ
とになる。そうすると、今いつたやう
な大衆運動、労働組合運動の彈壓に關
係する方向へ向わざるを得ない。それ
は極めて政治的な運営の仕方にならな
ければいかぬといふやうに考へられ
ます。説明は少しだら／＼したかと思
いますが、その點を一つお答え願ひた
いと思ひます。

○政府委員(國泉榮君) お説の通り
に、非常に重大な犯罪が多く發生いた
しまして、その檢舉率の悪い事態で
あるといふことは私も承知しておるの
であります。これに對しまして、警
察力の檢舉能力を十分に伸長しなけれ
ばならぬことは當然であります。併
し、この輕犯罪法は、現在の狀態ばかり

に對處したものでばかりではなく、相當
の恒久的な考え方も入つておるのであ
りますから、秩序は段々次第に回復
して來るのではないか。又この種の輕
犯罪の方の犯罪のために特別な、この
搜查班を作るといふ必要は毫もないの
であります。警察官が目に觸れた場
合、どうしても、この社會生活上やう
いふ小さな行為でありまして、社會
生活上許して置けないで、放つて置け
ないものにつきました。初めて、輕犯
罪法違反として處理するものと考へら
れるのであります。従ひまして、特に
輕犯罪等にはのみ警察力を集中しまし
て、重要な犯罪に對して警察力の集中
を阻害するといふ事態は、この法案が
できまして、もういふ事態は豫想し
得ないといふやうに私は考へており
ます。そうすればお説の通りに、輕犯
罪法のごときものは、殆んど警察官が
使わないではないか、無意味ではない
かといふやうな御反問があるかと思
ひますが、これは併し日常の目に觸
れて起つて参ります極く小さい犯罪で
ありますから、警察官の目に觸れる
場合も、實際多いのだらうと思つて
あります。而もその目に觸れた場合
合、警察官のみならず、一般國民から
申しまして、大きな犯罪ではないけれ
ども、この犯罪に觸れておるやうな行
爲自身が非常に面白くないと思はれる
場合に、初めて法律に觸れる行為が警
察官の處理の對象になつて來ると存じ
ますから、警察力を阻害するといふ
ことは殆んど考へられないと存するの
であります。尚この全三十四條の獎勵
に當りまして、警察力が非常に弱いの
であるから、自然に限られたものに集
中するのではないか。それは五條と

か、十三號、十四號とか、或いは二十八號、三十一號等に對して向けられるのではない。こういう點でございす。成る程この五號などにおきましては、これは今日の時代から致しまして、汽車、電車或いはその他公會堂、劇場等におきまして、非常な無作法な状態が現出しておりますので、自然目に觸れ易い點も多からうと存するのであります。併しこれのみに集中するといふことは考えられないことでありまして、その他におきましても一様に、發生する程度は異つておりましようけれども、やはり一部の警察官の目に觸れて來るものが全條に互つてあるだらうと考えるのであります。

更に二十八號の點につきまして、特にお話がございましたが、「他人の進路に立ちふさがつて、若しくはその身邊に群がつて立ち退こうとせず、云々とありますのは正に労働争議等におきます團體交渉の際に適用されるものではないか」といふ御懸念であります。これは御承知の通り憲法で保障されておる重大な權利でございす。更にこれは組合にとりましても、その争議行為が正當である限り、一切のこの違法性を阻却することになつております。又この法律全體から申しましても、輕犯罪法全體から申しましても、「正當の理由がなく」或いは「みだりに」といふ文字を使つておりますし、それらが書いてありませんでも、すべてこの刑法上の違法性を阻却する趣旨にこれはきておるのであります。當然に労働團體の行動、團結組織に團體交渉という場合におきますところの、労働組合員の行動、並び

にいわゆる大衆運動等におきますそれに當然隨伴して起つて参ります大衆を擧げるとか、或いは旗竿を持つといふことは、社會通念上當然に許される行為であります。これはやはり刑法の總則の規定から考えましても違法性を阻却される。この場合直ちにこの法が動くとはいふ共考えておらないのであります。従つてそういう御心配は要らないと私は考えております。

○委員外議員(中野重治君) 警官が力を集中して輕犯罪を捜査して廻るといふのでなくて、警官が日常目に付いたうちで、これはといふものを取締るのだといふふうな話がありましたが、これを實際に照して見ますと、警官は檢察事務は、重大な犯罪の捜査について、或いは取締については無能を……これは止むを得ないという事情がありましようが、無力を現わしておる。例えはどのかのマーケットに調へに行つた。ところが料理場に閉籠められて袋叩きになつたといふようなことが今日の新聞に出ております。そこで強い者に對しては、重大な者に對しては力が弱い。それから目に付いた者で輕犯罪法を適用する場合があり得ると思はますが、そうするとその場合は、相手は非常に弱い者といふことになりま

す。そうすると、輕犯罪法の實施ということは、強い者に對しては相變らず無力で、そのまゝ弱い者に對しては強く力が注がれるという結果になる。一口に言へば、それは弱い者いじめになるといふことになると思はますが、この點はどうでしょうか。

○政府委員(國宗榮君) その點は輕犯罪法に限りませす、あらゆる法令の實施が正にそいふやうな危険があるの

でありまして、これは私共が最も回避しなければならぬ點でありまして、弱者に強く、強者に弱く、こゝういふ法の運用の仕方であつては相成らんものと考えております。それは單に輕犯罪法のみならず、只今御指摘になりました料理屋の問題も、恐らく料理飲食營業の緊急措置令の違反の問題と思はすけれども、私共といひましては、さういふ事態とさういふ感じを國民の方に持たせないやうに警察官の指導訓練等を十分にいたしたい。かゝるに考えておるのであります。それは法目體から出て來る問題ではないと私は考えております。

○委員外議員(中野重治君) そうしますと、この法案では客觀的に規定された違法を取締るというのみならず、道徳的なもの、無作法を取締るということにも、さつきお答えがあつたやうに手を延ばしておるのですが、どういふ人間が警察官になつて、警察官として取締の任に當るかといふことに問題が及んで來ると思はす。そこで今警官の素質の改良、教育といふふうなお話がありましたが、實際日本の警官は、現在非常に質が低下しておる。これは原因が様々あるだらうと思はますが、その大きな原因の一つは警察官は團結組織を禁止されておる。これを上げられておる。そこで自分達の苦しい生計を維持するために、警察官が當然取締の對象とせねばならんといふやうな仕事に自分が入つて行つて、辛うじて自己の生活を維持するといふことが止むを得ないこととして放任されておる。はつきり言へば、相對的にはその方で解決するやうに進められておる。こゝういふ形にあります。それです

から、この問題を解決することなしに警官の質の向上といふことは到底望めないと思はすが、この點に關しては、労働法規の改正に關して、檢察廳關係のことはどういふやうに考えられておるかといふこと、それからそれ前に現在警官の養成といふことは、學校或いは講習所、そゝういふ形で行われております。そこでその講習所内の實情については、新聞の投書によつて見ますと、これは新聞の投書で、私がまだ實物について調べたわけではありませんが、非常に内部が封建的であつて、昔の軍隊におけるものよりもつとやにこく封建的だといふことを報道されております。そこでこゝういふ教育に當る者は、警察の仕事長くやつて來た人であつて、又そゝういふ仕事に關係のある人々であつて、追放はされなかつたといふ人々があつておる。ところが、そゝういふ人々は、警察犯處罰の精神によつて長い間仕事をし、訓練されて來た人々であるといふことになると思はす。そうすると講習所その他における教育といふものは、そゝういふ人々の手で行われておる。こゝういふこと、それから、従つて寄宿舎その他の仕組が極めて封建的であるといふこと、それからその封建的なものを打破して、これを民主化すべき基本的な權利、團結組織が奪われておるといふこと、こゝういふことのために道徳的なものへ法律的に干渉しようと思はす。警察官といふものの質の向上が實際は阻害されておる。といふ外ないと思はすが、この點に關してはどういふ心組でいられるでしょうか。

○政府委員(國宗榮君) 警察官の教育制度であります。これは私の所管外の事項でございまして、どういふ教育内容を持つて、又どういふ方針を持つてやつておられるかは詳しくは存じておらないのであります。私共犯罪の捜査を所管しております檢察廳の立場から申しますと、檢察廳といたしましては、それはおのづから警察官の訓練といふものを別個にいたしておるのであります。これは警察官を各檢察廳に來て頂きまして、そゝうして技術的な面と、それから基本的人權の考え方、こゝういふものにつぎまして十分な教育を各廳でいたしております。併し警察官體で學校を持つてやつておられます。教育自體につぎましては、私遺憾ながら詳細を承知しておらないのであります。尚警察官の團結組織の問題のことにつぎましてのどういふ考えかといふこととでございまして、これは非常に大きな問題でございまして、私としては簡単に御答辯することはできないと存じております。

○委員外議員(中野重治君) そうしますと、この働者の團結組織といふものは、基本的人權の必然的の具體化だと思はれますが、その團結組織を奪われておるといふことは、みづから基本的人權を自主的に守る力を奪われておるといふことにならざるを得ないと思はすが、みづから自己の人權を守る力を組織的に奪われておる人間の集團が、一般に他人の人權を守り、社會道徳を守るために取締をやるといふやうに教育され得るといふことは矛盾ではないでしょうか。

○政府委員(國宗榮君) 少くとも警察官は團結組織は今法律で禁止されておりますけれども、併しながらみづからこの身を挺して人に奉仕することは要求

すこころの、労働組合員の行動、並びに
施が正にそういうような危険があるの
の方で解決するように進められてお
る。こういう形にあります。それです
制度であります。これは私の所管外
の身を挺して人に奉仕することは要求

されておるのであります。その限りに
おいては警察官もみずから身を正し
まして、そして只今御指摘になりま
したような、こういう軽い日常の或る
程度の道徳律に反しまして、社會の秩
序に或る危険を及ぼす者に對します
取締は可能であらうと私は考えてお
ります。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑あり
ませんでか。ではこの法案に對する
質疑はこの程度にいたしまして、次に
人身保護法案を議題に供します。人身
保護法案について一般的な説明を私か
ら一言申上げて置きます。

人身保護法は、憲法の保障する基本
的人權の中の最も重要な身體の自由の
保護を實現するために、身體の自由を
不法に奪われ又は制限された者に對し
て、刑事訴訟法の普通手続を俟たない
で、人身保護命令を以て、より實效的
に、より簡便により迅速にこれを救済
する目的を以て、何人にも容易に利用
し得る手続方法を規定するものであり
ます。これを端的にいえば、身體の自
由に對する不法拘束のあつた場合の急
場を救うために、裁判所に駆け込み訴え
をする非常手続を規定したものであり
ます。それ故に身體の自由拘束に對す
る刑事訴訟法の救済手続、例えば勾留
に對する上訴が事實上効果を收め得な
いと思はれる場合、又は急速に間に合
わない場合に、本法の手続が用いられ
るのであつて、刑事訴訟法の普通手続
に對する非常例外的措置であります。

従つて合法的に行われた刑事訴訟法の
逮捕、勾留その他の手続を否定したり
これを妨げるべきものではないのであ
ります。

次に本法の手続と刑事訴訟法の手続

とは、その適用範圍を異にする部分が
あります。即ち刑事訴訟法は、犯罪あ
ることを前提として行われる刑事事件
に關する手続であるが、本法は必ずし
も刑事事件のみに關するものではない
。犯罪には關係なく、又犯罪がある
としても、それが刑事事件として取上
げられる前に、例えば従前の強制検束
のような、強制取締處分によつて不法
な身體の自由拘束があれば、これを排除
して被拘束者を救済することをその
目的としているのであります。又本法
は公權力によつて身體の自由が侵害さ
れた場合に限らず、私力即ち個人又は
團體の力によつて、身體の自由が侵害
された場合、例えば法律上の正當な手
續によらないで、精神病院又は私宅監
置室に監置したり、未成年者をその監
護權のない者が懲戒場に入れたたり、坑
夫を監獄部屋に入れたり、労務に服させ
たり、その他政争關係、選挙の關係、勞
働争議等の關係から、反對側の要人を
抑留したり、軟禁したりする場合に
も、その不法な自由侵害を現實に排除
して、被害者を救済するために本法が
適用されるのであります。

又刑事訴訟は警察官又は檢察官の手
で犯罪の捜査をなし、檢察官の公訴提
起によつて手続が進行されるのである
が、本法の手続は、身體の自由を侵害
された者又はその親族友人その他關係
者等、誰でもが裁判所に對して不法な
自由拘束を排除してその救済を求める
のであるから、私人の訴によつて手続
が進行するのであります。即ち私人訴
追であつて、公の訴追によつて行われ
るものではないのであります。

以上説明申し上げました通り、本法
による身體の自由の保護救済の手続

は、その本質において刑事訴訟とは異
なるのであつて、本法は民法上の私權
たる身體の自由に對する侵害を現實に
排除することを目的として、私權保護
の請求を行使する手続と見るべきであ
ります。即ち民法第七百十條は身體の
自由が侵害された事後においてその損
害賠償の請求を規定しているが、本法
は身體の自由に對する現實の侵害を排
除して、被害者を救済する途を與えた
ものであるから、私權保護の請求につ
いて新しい途を開いたものと信する
のであります。そしてこの私權保護
の請求は、被害者又は關係者が原告の
立場に立つて裁判所に訴え、侵害者た
る拘束者が被告の立場に立つて答辯し
て、裁判所が取調の上、不法な自由
侵害が行われてゐるかを判斷する
のであるから、米國の或る州では特殊
の民事訴訟の性格を有するものとして
いるのであります。

本法は英國の法制において「ヘイビ
アス・コオパスの手続」、即ち「身柄を
差出す手続」として、一六七九年に發
布されました人身保護法律に倣つたも
のであります。即ちこの法律は人身を
不法に拘禁した者に對して、被拘束者
の身柄を直ちに裁判所に提出し、且つ
拘禁の理由を明瞭にせよという命令、
いわゆる人身保護令狀の手続を定めた
もので、人權の尊重保護を主眼とする
民主主義憲法の眞髓をなすものであり
ます。この人身保護令狀の手続は、ア
メリカの獨立戦争當時にすでに確立さ
れた制度となつていて、一七八七年九
月制定のアメリカ合衆國憲法において
も「人身の自由保護の令狀の特權」と
して認められておるのであります。そ
れ故にこの人身保護令狀に關する法制

は、英米法系の國に固有のものであつ
て、大陸法には存在しない制度であり
ます。

日本國新憲法は、民主主義憲法とし
て、基本的人權の尊重保護をその中核
とするものであつて、殊に人の身體の
自由を保護することを極めて重要視し
て、これに對する侵害を排除して、被
害者に救済を與える趣旨から、第十三
條、第三十一條及び第三十四條等の規
定を設けてゐるのであつて、新憲法の
實施と共に、これらの規定の趣旨を十
分發揮し得るような立法を必要とする
のであります。殊に第三十四條後段
は、如實に人身保護の方法を指示して
いるのであるから、この規定の趣旨を
十分に實現し得るような法律を制定す
ることが要請されておるのであつて、
本法はこの要請に應えて立案されたも
のであります。故に本法は新憲法の直
接附屬法として必須且つ不可欠の立法
であることを特に御留意願いたいと存
じます。

以下逐條に對しますところの説明
は提出専門調査員よりいたさします。
本日はこの程度にいたしまして、明
日午後一時から開會いたします。

午後二時四十七分散會
出席者は左の通り。

- | | |
|-----|---------|
| 委員長 | 伊藤 修君 |
| 理事 | 岡部 常君 |
| 委員 | 大野 幸一君 |
| | 齊 武雄君 |
| | 中村 正雄君 |
| | 大野木秀次郎君 |
| | 水久保甚作君 |
| | 鬼丸 義齋君 |
| | 松村眞一郎君 |

- | | |
|--------|--------|
| 委員外議員 | 星野 芳樹君 |
| 政府委員 | 中野 重治君 |
| 法務廳事務官 | |
| (檢務局長) | 國宗 榮君 |

昭和二十三年六月二十八日印刷

昭和二十三年六月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局